

設計		校合		リーダー		副課長		課長	
----	--	----	--	------	--	-----	--	----	--

令和 7 年度 委託 設計書 仕様書

- 委託 名 中学校害虫防除業務委託
- 施 行 場 所 川越市小仙波町5丁目6番地ほか21箇所
- 積 算 金 額 _____ 円
- 委 託 費 _____ 円

5 委 託 内 容

校地内の樹木について、害虫の発生を防ぎ、樹木を保全するための委託業務

6 施 行 理 由

校地内の樹木について、消毒を行うことでアメリカシロヒトリ等の害虫の発生を防ぎ、樹木を適切に保全するために行う。

中学校害虫防除業務委託		内訳書				
名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
労務費						
サクラ	695	本				
マツ	65	本				
その他	2761	本				
労務費計						
現場経費						労務費 × 0.1
管理費						(労務費 + 現場経費) × 0.1
薬剤費	1回500L	2	回			
諸経費計						
合計						(労務費 + 諸経費)
総額	0	2	回			
消費税込み						
委託費						

中学校害虫防除業務委託仕様書

1. 目的

中学校敷地内にある樹木に薬剤を散布し、害虫の発生を防ぐ。

2. 委託対象施設

名称、場所、樹木の本数と内訳：別紙のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日 まで

4. 実施回数

各校2回

実施時期及び日時については、学校と相談のうえ決定する。

5. 支払方法

完了払い

6. 委託内容

- (1) 委託業務に必要な機材・薬剤は、すべて受注者の負担とする。
- (2) 実施時には、相互関係者に立ち会ってもらうこと。また、実施する施設の近隣に迷惑をかけないようにすること。問題が発生した場合は、当事者同士で解決すること。
- (3) 受注者は散布する薬剤について、名称や農薬取締法の登録が分かる書類を事前に提出すること。
- (4) 農薬取締法に基づいて登録された薬剤を、ラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 薬剤は事前に希釈してから学校内へ運び入れること。
- (6) 薬剤の散布は無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向きやノズルの向き等に注意すること。
- (7) 粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。
- (8) 受注者は学校と協議して薬剤の散布前に近隣住民への周知を行い、散布区域内に学校関係者及び受注者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。また、散布の際に子どもの通行が予想される場合は、健康被害への防止を徹底すること。
- (9) 受注者は薬剤を使用した年月日、場所及び対象物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した薬剤の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、実施報告書とともに提出すること。
- (10) 受注者は、業務実施中、人畜、建築物、植木等に損害を与えたときは直ちに発注者に連絡し、最善の処置をとること。

7. 提出書類

(1) 業務実施計画書

受注者は、委託期間中の業務計画を定め、その業務実施計画書を提出し確認を受けること。

(2) 管理技術者等通知書

(3) 実施報告書

受注者は、業務完了後に、委託業務実施報告書（所定様式）、実施記録表（任意様式）及び写真を提出すること。

8. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

9. その他

(1) 作業実施時は事故防止に万全を期さなければならない。業務のため、発注者又は第三者に損害を与えたときは賠償の責を負わなければならない。

(2) この仕様書に明記していない事項についても付帯的に実施しなければならないものは、誠意をもって処置することとする。

(3) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

(4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

害虫防除樹木本数一覧（参考数量）

学校名	住所	電話番号	サクラ	マツ	その他	合計
川越第一中	小仙波町5-6	222-1204	44	4	260	308
初雁中	宮下町1-21-3	222-0749	11	1	84	96
富士見中	東田町17-1	242-0931	21	0	140	161
野田中	野田町2-19-14	246-8484	34	4	159	197
城南中	新宿町3-19-1	242-0978	13	2	30	45
芳野中	石田本郷733	222-1265	40	10	106	156
東中	小中居278	235-2731	24	7	222	253
南古谷中	久下戸3721	235-2664	2	3	21	26
高階中	藤間10	242-1010	27	9	22	58
高階西中	砂新田2593	244-6741	40	3	47	90
寺尾中	寺尾1068	245-6701	22	0	2	24
砂中	砂260	242-6588	48	2	219	269
福原中	今福512	243-4140	20	3	40	63
大東中	南大塚1-20-1	243-3738	32	5	101	138
大東西中	藤倉1-1-1	246-7166	23	3	116	142
霞ヶ関中	笠幡72	231-1302	15	1	125	141
霞ヶ関東中	的場2706	232-4606	20	2	90	112
霞ヶ関西中	笠幡3464-3	231-0188	28	3	212	243
川越西中	川鶴1-1	231-0641	53	0	169	222
名細中	小堤14	231-2213	77	0	178	255
鯨井中	鯨井562-2	231-0255	15	3	206	224
山田中	山田550	222-2043	86	0	212	298
合計			695	65	2761	3521

※実際の数量と相違が生じた場合は、現地の数を優先します。その際の金額の増減は無いものとします。